

ASEAN 主要国の損害保険市場の動向

—新型コロナウイルス感染症により加速するデジタル化を中心に—

主席研究員 飯野 由佳子

目 次

1. はじめに

2. ASEAN および ASEAN 主要国の保険市場の概要

- (1) ASEAN の概要
- (2) ASEAN 主要国の保険市場の概要

3. ASEAN 主要国の損害保険市場の動向

- (1) シンガポール
- (2) マレーシア
- (3) インドネシア
- (4) タイ
- (5) フィリピン

4. おわりに

要旨

新型コロナウイルス感染症は未だ猛威を振るい続けているが、大きな影響を受けた欧米各国と比較すると、アジア諸国はこれまでのところ総じてうまく対応しているとされており、ASEAN 加盟国保険業界におけるこの未曾有の危機への対応はむしろ、危機をデジタル化促進への絶好の機会としてとらえる前向きな姿勢であると評価されている。

本稿では、ASEAN 主要国に焦点を当て、まずは ASEAN の経済および保険市場等の概要を説明したうえで、パンデミックにより加速したとされるデジタル化に着目し、決済アプリサービスシステムを利用した保険料支払やインシュアテック企業のプラットフォームを利用したマイクロ保険販売といった各国の取組などを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響および損害保険業界の対応とともに取り上げる。若年層が多い人口構成や、政府の規制による支援などを背景に、急速に促進されている ASEAN 主要国におけるデジタル化に係るそうした取組は、わが国の損害保険業界が今後さらなるデジタル化を進めるうえでの参考になると考える。またその中で、当研究所が日本損害保険協会との共催事業として実施している ISJ コースをこれまでに受講した、ASEAN 各国の損害保険業界関係者が、それぞれの国・地域における損害保険業界のデジタル化への対応について寄せてくれた情報・コメントも紹介する。

1. はじめに

未だ猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症に関して、当研究所では「欧米主要国の保険業界における新型コロナウイルス感染症への対応」と題した調査報告書を2021年3月に刊行した。この未曾有の危機に対し、大きな影響を受けた欧米各国と比較すると、アジア諸国はこれまでのところ総じてウイルスの抑え込みにうまく対応しているとされており、マレーシア再保険（Malaysian Re）はレポートの中で、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：以下「ASEAN」）に属する国々の保険業界のパンデミックへの対応を、危機をデジタル化促進への絶好の機会としてとらえる前向きな姿勢として評価している¹。

当研究所では、これまでに2013年および2015年の2回、アジア諸国に関する調査を実施し、各国の損害保険業界の概要、主要商品、および規制・監督制度などをまとめた調査報告書を発行している。同調査報告書の発行から6年が経過したこと、また、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックという、かつて経験したことのない危機の発生から1年数カ月が経過したことを踏まえ、本稿では、アジア諸国のうちASEAN主要国に焦点を当て、各国の損害保険市場の動向について取り上げることとした。まずはASEANの経済および保険市場等の概要を説明したうえで、主要国の損害保険市場のパートにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応、特にパンデミックにより加速したとされるデジタル化に着目してその動向を取り上げる。その中で、これまでにISJ上級コース²を受講した損害保険業に携わる参加者（以下：「ISJ参加者」）が、それぞれの国・地域における損害保険業界の対応について寄せてくれた情報・コメントも紹介する。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. ASEAN および ASEAN 主要国の保険市場の概要

(1) ASEAN の概要

本項では、ASEANの概要を基本的な統計とともに紹介する。ASEANとは、地域の平和と安定、また経済成長の促進を目的として、1967年に設立された地域協力機構である。設立当初の加盟国は、シンガポール・マレーシア・インドネシア・タイ・フィリピンの5カ国であったが、その後、ブルネイ（1984年）、ベトナム（1995年）、ラオ

¹ Malaysian Re, “ASEAN Insurance Pulse 2020” (2020.12)

² 当研究所とアジア諸国とのつながりは深く、アジア各地域の損害保険関係者を対象とした日本国際保険学校（The Insurance School (Non-Life) of Japan：以下「ISJ」）を、日本損害保険協会との共催事業として1972年から実施している。1991年には、それまでのISJ一般コースに加え、管理者層を対象とするISJ上級コースも開設した。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ISJ一般コースの開催は見送られたが、ISJ上級コースはコース内容を2回に分けて2020年12月および2021年3月にオンラインで開催された。

ス、ミャンマー（1997 年）、およびカンボジア（1999 年）が加盟し、現在は 10 カ国で構成されている。

図表 1 は、国際連合（United Nations）のデータベース³による ASEAN 各国の人口推計・予測である。2020 年の ASEAN 全体の人口は約 6 億 6,700 万人と推計されおり、その数は世界総人口の約 8.6%を占める。2050 年の人口予測に目を向けると、人口減少が今後の損害保険市場における収入保険料減少の主要要因とされているわが国⁴では、2020 年の人口から約 16.3%も減少すると予測されているのに対し、ASEAN では、タイを除きすべての国において人口は増加すると予測されており、フィリピン、カンボジア、およびラオスでは増加率が 30%を超えている。

図表 2 は、収入保険料の増減に直接影響を与えるとされている⁵GDP（名目）⁶と世界銀行による Doing Business と呼ばれるランキングである。2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ベトナム、ミャンマーを除くすべての ASEAN 諸国においてマイナスになるとされている GDP 成長率は、2021 年には持ち直し、ブルネイ以外はパンデミック発生前の 2019 年を上回ると予測されている。Doing Business は、世界 190 カ国・地域を対象として、事業開始の容易さなどのビジネス環境に関する 10 分野⁷を指標化し順位付けしたものである。その順位向上を国家目標としている国もあり、わが国も 2030 年に G20 の国々の中で 1 位になることを事業環境改善のための成長戦略の KPI に据えている。ASEAN ではシンガポール⁸、マレーシア、およびタイの 3 カ国が上位 30 位内に入っており、フィリピンは 190 カ国中 95 位ではあるが、法人設立のための最低資本要件を撤廃したことなどが評価につながり、前年の 124 位から大幅に順位を上げている。

図表 3 は、ASEAN と他の地域経済統合体との比較である。ASEAN は経済規模では欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）を下回るものの、人口においては他の地域経済統合体を上回っている。

³ World Population Prospects というデータベースで、世界各国の総人口・男女別人口・出生率・死亡率などについて調べることができる。本稿で使用したデータベースは、235 の国における 1950 年～2020 年までの推計と 2020 年～2100 年までの予測の 150 年間を対象としたもので、推計値と予測値を分ける 2020 年は、予測値の基準年とされている。また図表 1 の 2050 年の予測数値は、低位・中位・高位推計のうち中位推計を使用している。

⁴ Ernst & Young, “2020 Japan Insurance Outlook: Trends and imperatives shaping the life and non-life market” (2020.1)

⁵ Malaysian Re, “Malaysian Insurance Highlights 2020” (2021.2) ほか。

⁶ 国際通貨基金（International Monetary Fund：以下「IMF」）による。

⁷ ①法人設立、②建設許可、③電力、④不動産登記、⑤信用供与、⑥投資家保護、⑦納税、⑧輸出入、⑨契約執行、⑩破綻処理の 10 分野である。

⁸ シンガポールは 2016 年に 1 位を獲得後、2017 年から 2020 年まで 2 位を維持している。

図表 1 ASEAN 各国の人口

(単位：千人)

国	2020 年 (推計)		2050 (予測)		
	順位	人口	順位	人口	増減率 (注)
インドネシア	4	273,524	6	330,905	21.0%
フィリピン	13	109,581	13	144,488	31.9%
ベトナム	15	97,339	16	109,605	12.6%
タイ	20	69,800	29	65,940	▲5.5%
ミャンマー	26	54,410	33	62,253	14.4%
マレーシア	45	32,366	51	40,550	25.9%
カンボジア	71	16,719	74	21,861	30.8%
ラオス	105	7,276	99	9,480	30.3%
シンガポール	114	5,850	120	6,408	9.5%
ブルネイ	175	437	178	492	12.6%
ASEAN 計		667,302 (世界の 8.6%)		791,982 (世界の 8.1%)	18.7%
中国	1	1,439,324	2	1,402,405	▲2.6%
インド	2	1,380,004	1	1,639,176	18.8%
日本	11	126,476	17	105,804	▲16.3%
世界 計		7,794,799		9,735,034	24.9%

(注) 2020 年推計からの増減率予測である。

(出典：United Nations ウェブサイトをもとに作成)

図表 2 ASEAN 各国の GDP と世界銀行事業環境順位

(単位：百万ドル)

国	GDP（名目）						2020 年 世界銀行 事業環境 順位
	2019 年		2020 年（見込） （注）		2021 年（予測） （注）		
	金額	世界 順位	金額	成長率	金額	成長率	
インドネシア	1,120,141	16	1,088,768	▲2.8%	1,167,180	7.2%	73
タイ	543,564	24	509,200	▲6.3%	536,841	5.4%	21
フィリピン	376,795	34	367,362	▲2.5%	398,332	8.4%	95
シンガポール	372,066	35	337,451	▲9.3%	362,524	7.4%	2
マレーシア	364,684	37	336,330	▲7.8%	380,261	13.1%	12
ベトナム	329,537	40	340,602	3.4%	369,494	8.5%	70
ミャンマー	68,641	72	70,890	3.3%	77,172	8.9%	165
カンボジア	26,728	105	26,316	▲1.5%	28,547	8.5%	144
ラオス	19,059	115	18,653	▲2.1%	19,269	3.3%	154
ブルネイ	13,470	135	10,647	▲21.0%	12,128	13.9%	66
ASEAN 計	3,234,685	-	3,106,219	▲4.0%	3,351,748	7.9%	-
米国	21,433,225	1	20,807,269	▲2.9%	21,921,585	5.4%	6
日本	5,079,916	3	4,910,580	▲3.3%	5,103,175	3.9%	29

(注) 2020 年 10 月版の推計による見込値と予測値である。

(出典：IMF ウェブサイト、World Bank Group, “Doing Business 2020” (2019.10) をもとに作成)

図表 3 ASEAN と他の地域経済統合体との比較（2019 年）

	加盟国	人口	GDP（名目）	1人当たりのGDP
東南アジア諸国連合（ASEAN）	10 カ国	6 億 6,062 万人	3 兆 1,731 億ドル	4,803 ドル
欧州連合（EU）	27 カ国（注1）	4 億 4,751 万人	15 兆 5,927 億ドル	3 万 4,843 ドル
北米自由貿易協定（NAFTA）	3 カ国（米国、カナダ、メキシコ）	4 億 9,340 万人	24 兆 4,224 億ドル	4 万 9,467 ドル
南米共同市場（MERCOSUR）	6 カ国（注2）	3 億 652 万人	2 兆 4,986 億ドル	8,151 ドル

（注1）アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルグの 27 カ国である。

（注2）アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ボリビアの 6 カ国である。

（出典：アジア大洋州局地域政策参事官室「目で見える ASEAN－ASEAN 経済統計基礎資料－」（2020.8）をもとに作成）

（2）ASEAN 主要国の保険市場の概要

本項では、スイス再保険による世界 147 カ国を対象とした統計に基づき、ASEAN5 とされる主要国の保険市場について説明する。

図表 4 に示すとおり、ASEAN 主要国の世界市場におけるシェアはそれぞれ極めて低く、生命・損害保険合計でも 1.64%にとどまるが、図表 5 の推移を見ると、収入保険料は年々緩やかながらも増加していることがわかる。また、合計保険料に占める損害保険の割合はいずれの国においても 3 分の 1 程度であり、生命保険の占める割合が高い。

図表 6 では、保険料が GDP に占める割合である保険浸透率を示しているが、合計保険浸透率では世界第 17 位のシンガポールを除きいずれの国も世界平均より低く、損害保険の浸透率はシンガポールにおいても世界平均を下回っている。アジア新興国⁹における保険浸透率の低さは、ジュネーブ協会（Geneva Association）のレポート¹⁰などでも保険業界の課題として取り上げられており、当該課題の主要因は、保険の入手可能性（Accessibility）、手頃な価格（Affordability）、および保険の必要性についての認識（Awareness）の欠如であるとされている¹¹。

⁹ IMF によると、アジア新興国は、中国・インド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・タイ・ベトナムの 7 カ国と分類されている。また、シンガポールはわが国と同様にアジア先進国の 1 つとされている。

¹⁰ Geneva Association, “Understanding and Addressing Global Insurance Protection Gaps” (2018.4)

¹¹ Clarence Wong, “Large and getting larger: Emerging Asia’s protection gaps” (Peak Re, 2021.3)

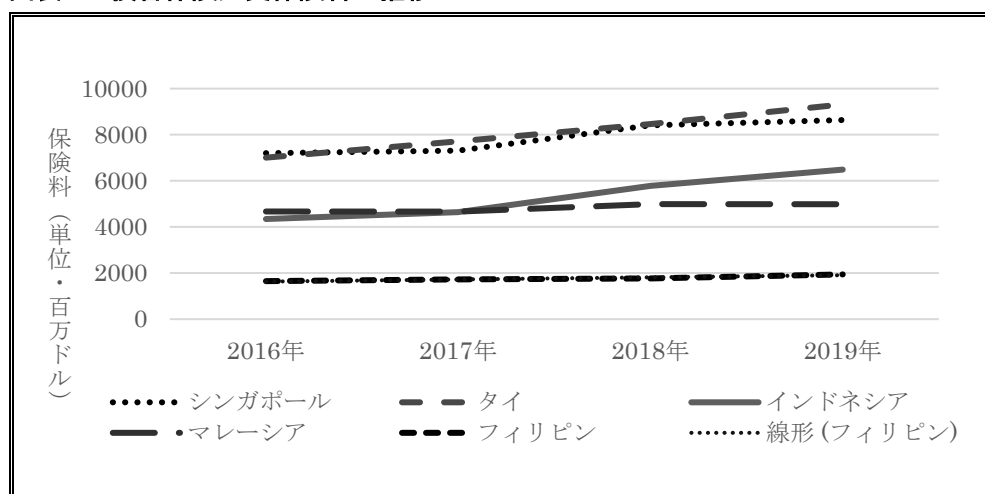
図表 4 ASEAN 主要国の 2019 年の収入保険料（再保険を含む）

（単位：百万ドル）

国	生命・損害保険合計			損害保険		生命保険	
	順位	生損合計 保険料	世界市場 シェア	損害 保険料	生損合計に 対する割合	生命 保険料	生損合計に 対する割合
シンガポール	24	30,813	0.49%	8,638	28.0%	22,175	72.0%
タイ	27	27,123	0.43%	9,316	34.3%	17,807	65.7%
インドネシア	29	22,286	0.35%	6,487	29.1%	15,799	70.9%
マレーシア	33	17,150	0.27%	4,985	29.1%	12,165	70.9%
フィリピン	46	6,195	0.10%	1,941	31.3%	4,254	68.7%
5 カ国計	-	103,567	1.64%	31,367	30.1%	72,200	69.7%
米国	1	2,460,123	39.10%	1,831,601	74.5%	628,522	25.5%
日本	3	459,347	7.30%	118,019	25.7%	341,328	74.3%
世界計	-	6,292,600	-	3,376,333	53.7%	2,916,267	46.3%

（出典：Swiss Re, “sigma No4/2020 World insurance: riding out the 2020 pandemic storm”（2020.7）
をもとに作成）

図表 5 損害保険元受保険料の推移



（出典：Swiss Re, “sigma No4/2020 World insurance: riding out the 2020 pandemic storm”
（2020.7）ほかをもとに作成）

図表 6 2019 年 ASEAN 主要国の国民 1 人あたりの保険料・保険浸透率

（単位：ドル）

国	国民 1 人あたりの保険料				保険浸透率 ^(注)			
	順位	合計	損害保険	生命保険	順位	合計	損害保険	生命保険
シンガポール	11	4,872	1,028	3,844	17	7.55%	1.59%	5.96%
マレーシア	40	560	156	380	34	4.72%	1.37%	3.35%
タイ	50	389	134	256	30	4.99%	1.71%	3.28%
インドネシア	73	82	24	58	62	1.99%	0.58%	1.41%
フィリピン	79	57	18	39	67	1.72%	0.54%	1.18%
台湾	9	4,872	865	4,129	1	19.97%	3.48%	16.51%
日本	16	3,621	930	2,691	13	9.00%	2.31%	6.69%
世界平均	-	818	439	379	-	7.23%	3.88%	3.35%

(注) 保険料の GDP に占める割合である。

(出典 : Swiss Re, “sigma No4/2020 World insurance: riding out the 2020 pandemic storm” (2020.7)
をもとに作成)

3. ASEAN 主要国の損害保険市場の動向

本項では、ASEAN 主要国であるシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、およびフィリピンにつき、a.損害保険市場について¹²、b.新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応、および c.デジタル化への対応、の項目にわけて説明する。なお、デジタル化への対応も、基本的に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う損害保険業界の対応の一部であるが、便宜的に独立した項目として整理した。

(1) シンガポール

a. 損害保険市場について

AXCO のレポート¹³では、シンガポールの損害保険市場は安定した損害状況によるオーバーキャパシティが続き激しい競争にさらされているために、新規参入や収入保険料の伸びという点においては、あまり動きのない成熟した市場であるとされている。損害保険会社は 2020 年 11 月時点で 56 社存在し、2019 年の収入保険料では、上位 5 社で 37.4%、上位 10 社で 58.3%を占めている。上位社のほとんどは海外の保険グループに属していることからわかるように、シンガポール保険市場の特徴の 1 つとして外国の保険会社が多いことが挙げられる¹⁴。

シンガポールの保険市場における主要販売チャネルである保険ブローカーには、世界的な大手ブローカーから地場のブローカーまで様々な事業規模のものが存在するが、顧客層は明確に分かれており競合することはないとされている。

2019 年 8 月に保険監督当局であるシンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore : 以下「MAS」) が立ち上げた Sandbox Express¹⁵を利用できる事業者として保険ブローカーも対象とされたことから、オンラインによる保険仲介の拡大が期待されており、それに伴い保険ブローカーによる販売シェアがさらに増加することも考

¹² 本項で記載している数値はすべて、入手可能な直近の公開情報、または ISJ 参加者から入手した情報である。

¹³ AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Singapore” (2021.4)

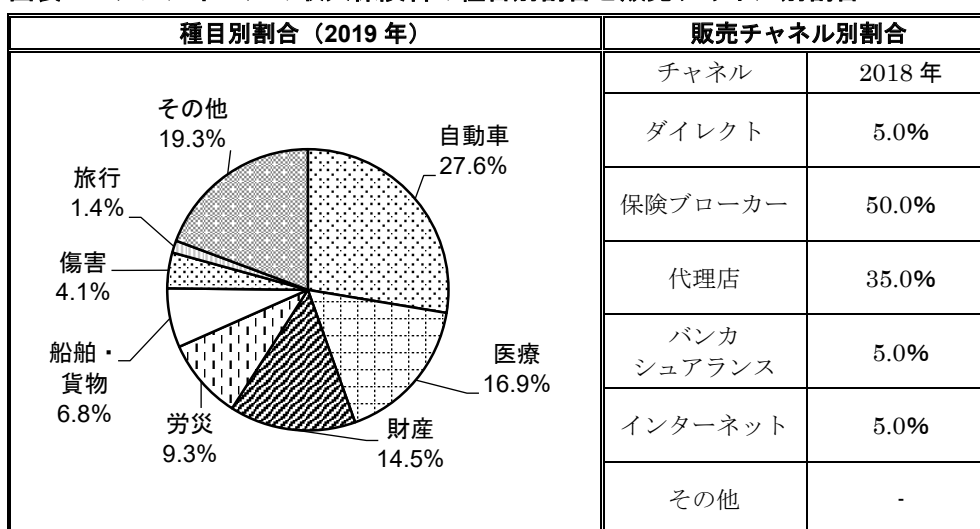
¹⁴ 2019 年の収入保険料 (国内源泉の契約のみ) シェア 1 位 (8.71%) の損害保険会社は、収入保険料の 80%強を自動車保険が占める、1970 年に設立されたシンガポール唯一の保険協同組合である NTUC Income である。この他、上位 20 社のうちシンガポールを本拠地とする保険会社は、10 位の Great Eastern General Insurance Limited のみである。

¹⁵ 規制サンドボックス (Sandbox) とは、革新的技術やサービスを事業化することを目的として、あらかじめ定められた範囲・期間内において現行規制の適用を受けることなく、例えば自動走行車などの新技術や金融商品における新しいサービスなどをライブ環境で試行することができる制度を指す。シンガポールの Sandbox Express は、同制度の申請に係る期間を迅速化したものである。ASEAN ではシンガポールの他、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンにおいて同制度が実施されている。

えられる。Sandbox Express では、MAS への申請後 21 日以内から 9 カ月間、革新的な保険仲介プラットフォームや商品を、定義づけられた範囲内においてライブ環境で試行することができる。

MAS はまた、従業員数（役員を含む）が 200 名未満の生命・損害保険会社の代理店を対象としたデジタル化加速助成金の強化を、2021 年 4 月に発表している¹⁶。デジタル化は急速に進んでいるが、一方で、デジタルに精通した若い世代においても、保険ブローカーや代理店を通じて保険に加入することを好むという調査結果もある¹⁷。

図表 7 シンガポールの収入保険料の種目別割合と販売チャネル別割合



（出典：General Insurance Association of Singapore, “Annual Report 2019”（2020.3）、AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Singapore”（2021.4）をもとに作成）

b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応

本稿を執筆中の 5 月 21 日現在、シンガポールの新型コロナウイルスへの感染者数は累計で 6 万 1,770 人、4 月 20 日の 6 万 865 人から 905 人の増加となっており、日々の新規感染者数も 20 人から 40 人と落ち着いた状態を維持している。

シンガポールの損害保険協会（General Insurance Association of Singapore：以下「GIA」）によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 2020 年の損害保険の総収入保険料は、対前年比 0.2%の減少にとどまり、ほぼ横ばいの成績となった。種目別では損害保険全体に対する旅行保険の割合が 5.2%から 1.4%に減少したが、それ以外の種目割合については図表 7（2019 年）から大きな変化はない。

¹⁶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模な金融関連事業者の回復とその後の成長を支援するために開始された。支援の対象となるデジタル化ソリューションは、クラウドサービス、コミュニケーションツール、顧客とのエンゲージメントツール、データ分析などである。助成金ではそうしたソリューション導入費用の 80%が、1 企業 12 万 SGドル（約 995 万円：2021 年 5 月末の為替レートである 1SG＝82.91 円で換算している。）を上限として支給される。

¹⁷ General Insurance Association of Singapore, “Annual Report 2020”（2021.3）

パンデミック発生後の対応としては、GIA の会員会社による、新設された新型コロナウイルス感染症対応の公共医療施設に入院した生命・医療保険の契約者に対する、現行補償に上乗せされた 14 日間の現金給付および遠隔診療に対する病院への支払補償や、経済的に困窮した個人および中小企業の経営者の保険契約者を対象として、保険料の支払期限の延長や分割払を認めるなどの措置の実施が挙げられる。

GIA は 2021 年をパンデミックからの回復への重要な 1 年と位置づけ業界を支援していくとしており、経済復活の鍵となる海外からの旅行者受入を安全に再開するために、シンガポールへの旅行を補償する保険を、シンガポール観光局およびチャンギ空港グループと共同開発したことを 2020 年 11 月に発表した。

c. デジタル化への対応

ジュネーブ協会が発行したデジタルビジネスモデルに関するレポート¹⁸において、シンガポールは中国・米国・イギリスとともに、保険会社がデジタル化を進める際の規制による障壁が最も少ない国のケースとして取り上げられている。同レポートでは、シンガポールのデジタル化の成功要因を、デジタル化の促進に意図せず貢献したと考えられる MAS の規制対応と、MAS と保険業界が継続的に情報を共有し対話の文化を育むことにより、潜在的な問題を迅速に特定し対応してきた結果であるとしている。シンガポールの評価につながった MAS の主な対応は以下のとおりである。

- 保険会社のデジタル化へのニーズをよく理解し、デジタル化に伴い増加すると考えられるサイバーリスクに関し、保険会社に注意喚起を促す通知を早い段階で発出した。
- 2020 年 4 月 16 日から 9 月 30 日の間、個人が直接損害保険会社の代理店として雇用または任命された場合、その個人が雇用・任命された日から 6 カ月間（または MAS が書面で認可した期間）、代理店資格試験要件を満たしていない場合でも損害保険会社の責任のもとで募集行為を行うことを認めた。
- 事前健康診断を必要とする保険の引受において、ロックダウンまたは新型コロナウイルス感染症への対応で逼迫している医療状況により顧客が健康診断を受けられないという問題を解決するために、MAS は保険会社に自己申告による医療情報の採用や、必要な医療情報を後付で提出することを条件に引受を行うなどの代替案の適用を認めた。

デジタル化の一環として GIA はまた、代理店を通じて保険に加入する場合でも、PayNow¹⁹や他の決済サービスシステムを利用し、保険料を直接保険会社に支払うルー

¹⁸ Geneva Association, “Regulatory Considerations for Digital Insurance Business Models” (2021.3)

¹⁹ 携帯電話を活用した銀行の送金・受取サービスで、銀行に口座があれば 24 時間 365 日、無料で銀行間

ル²⁰を導入した。GIA は、この保険料徴収プロセスの改善により、代理店はコンサルティングや拡販により集中することができ、また詐欺やデフォルトリスクも低減することができるとしている。なお、損害保険会社は保険料の受領確認完了後に代理店に手数料を支払うため、代理店は引き続き契約者の保険料支払状況を管理する必要がある。

ISJ 参加者のコメントを紹介すると、シンガポールの多くの損害保険会社は、保険加入・保険金請求をスマートフォン上で行えるアプリの普及促進に注力しているとのことである。ミレニアル世代²¹と呼ばれる年代の新たな顧客層を取り込むことが最大の目的ではあるが、アプリを活用することにより、契約や保険金支払に係る時間を短縮することができ費用の削減も望めることから、顧客満足度のより高いサービスを提供することができるとしている。一方、その開発・維持・普及促進には広告費用を含む多額の費用がかかること、また 2021 年 2 月に改定された個人情報保護法（Personal Data Protection Act）²²の改定への対応などが、今後の販売においてアプリが広く活用されるようになるための課題であるとしている。

また、自動車保険の保険金支払を自動化することにより支払プロセスを迅速化することが可能となる、予測モデルの活用注に注力している保険会社も多いとしている。予測モデルの活用により、保険金支払に関連する膨大な過去のあらゆるデータから相関関係を探し出し、当該保険金支払事案があらかじめ設定した閾値内に収まっていれば自動的に保険金支払を承認し、修理工場へ修理の見積依頼を行うというプロセスを構築することができる。「あらゆるデータ」には、例えば、〇〇修理工場の見積金額は概ね妥当である、〇〇歳代のドライバーには優良ドライバーが多い、〇〇地域で発生した事故には保険金詐欺が多いといったデータも含まれる。修理工場からの見積金額がモデルにより算出された金額以内であればそのまま保険金として修理工場に支払われるが、見積金額がモデル算出金額を超えた場合は、保険金支払担当者が当該事案を再調査する仕組であるという。予測モデルの活用は、保険金請求処理に係る人員を削減できるとともに、保険金詐欺を検知することにも役立っているとのことである。

(2) マレーシア

a. 損害保険市場について

マレーシアの主力商品である自動車保険と財産保険（図表 8 参照）には長年タリフ

の送金・受取ができる。PayNow システムには投資銀行を含むシンガポールの 155 行が参加している。

²⁰ ARB Premium Payment Rules と呼ばれるルールで、ARB（Agents' Registration Board：代理店登録委員会）に登録された代理店に適用される（ブローカーは含まない）。2021 年 10 月までに個人向け保険への適用を完了させ、2022 年 10 月までに企業向け保険への適用を完了させる予定である。

²¹ 1981 年以降に生まれ 2000 年以降に成人を迎えた、高いデジタルスキルを持つとされる世代を指す。

²² 2012 年に議会で可決され 2013 年 1 月に施行された。2021 年 2 月の改定は、2013 年の施行以降初めての大改定である。改定の大部分は施行されたが、金銭的ペナルティの引上げに係る規定を含むいくつかの改定は、2022 年 2 月までに施行予定である。

料率が適用されていたが、2016 年以降は段階的な自由化が実施されている²³。より具体的には、自動車保険はタリフ料率の±10%、財産保険は±30%の範囲内で、損害保険会社が自由に価格を設定することができる。段階的自由化は現在も進行中であるが、第 3 段階の実施は、保険会社の規制・監督を行うマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した決定により 2021 年末まで延期された。この決定に対し損害保険業界からは、現在の自動車保険の料率水準は保険会社にとって持続可能なものではないため、市場の競争力を高めるためにも完全自由化は絶対に必要な改革であることを強調する声が挙がっている。

マレーシアには 2020 年 11 月時点で損害保険会社は 21 社存在し、2019 年の収入保険料では、上位 5 社で 45%、上位 10 社で 71%を占めている。マレーシアにはまた、タカフルと呼ばれるイスラム教の教義であるシャリアに則った 18 の共済組合が存在しており、2020 年ではマレーシア損害保険市場全体の 16%のシェアを占めている。タカフル市場は、マレーシア人口の約 60%を占めるイスラム教徒と、低所得者に保険を購入するための財政支援を提供するマレーシア中央銀行による取組²⁴に支えられ、今後も大いに成長が期待できるとされている²⁵。

販売チャネル別では代理店が 59.0%と圧倒的な割合を占めている²⁶。マレーシアでは、インターネット販売のように直接保険会社から保険を購入すると、代理店などの仲介事業者を支払われる手数料と同等の金額が顧客に払い戻されるという制度が、代理店の反対を押し切り 2009 年に制定されたが、保険販売のみならず道路税²⁷などの更新手続も代行してくれる代理店の人気は今も高いとされている。インターネット販売の割合は 0.6%と低いが、ISJ 参加者のコメントによると、2018 年では 0.4%だったシェアが、2020 年にはパンデミック発生以降のデジタル化の影響を受け 0.8%に伸び、早い成長を見せているとのことである。

²³ 自動車・財産保険以外は原則として自由料率である。詳細については、損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について（その 2）」（2015.3）を参照願う。

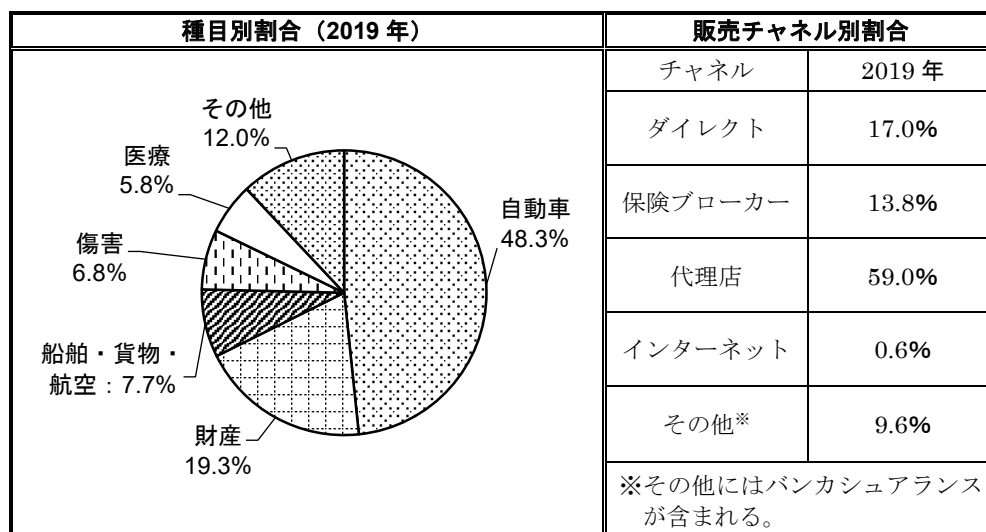
²⁴ Perlindungan Tenang Scheme と呼ばれるスキームで、零細企業および世帯収入ランクの下位 40%に手頃な価格の保険を提供することを目的としている。

²⁵ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Malaysia Non-Life Insurers Maintain Underwriting Discipline Amid Market Challenges”（2021.3）

²⁶ AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Malaysia”（2021.4）によると、2017 年では約 3 万 9,000 社の認可代理店と、約 1 万 3,500 社のタカフルの代理店が確認されている。

²⁷ 車両の排気量に応じ 1 年に 1 回支払わなければならない税金である。1000cc：20 リンギット（約 482 円）、1300cc：70 リンギット（約 1,688 円）、1500cc：90 リンギット（約 2,170 円）、1800cc：280 リンギット（約 6,751 円）、2500cc：880 リンギット（約 21,217 円）と定められている。カッコ内の円貨は 2021 年 5 月末の為替レートである 1 リンギット＝24.11 円で換算している。以下同様とする。

図表 8 マレーシアの収入保険料の種目別割合と販売チャネル別割合



（出典：Malaysian Re, “Malaysian Insurance Highlights 2020”（2021.2）、ISJ 参加者提供
のマレーシア保険サービス（Insurance Services Malaysia）の情報をもとに作成）

b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応

2021 年 5 月 21 日現在、マレーシアの新型コロナウイルスへの感染者数は累計で 49 万 8,795 人、4 月 20 日の 38 万 4,688 人から 11 万 4,107 人の増加となっている。5 月 10 日からマレーシア全土で再度ロックダウンが実施されてはいるものの、感染者数は急増しており 5,000 人を超える日々が続いている。

マレーシア再保険によると、パンデミックの影響を受けた 2020 年の損害保険の総収入保険料は、2020 年第 2 四半期時点で前年からおよそ 3.6%減少すると予想されていたが、その後持ち直したため、結果的にはほぼ横ばいの成績となると見込まれている。

パンデミック発生後の対応としては、マレーシア中央銀行が、マレーシア生命保険協会（Life Insurance Association of Malaysia：以下「LIAM」）・マレーシア損害保険協会（Persatuan Insurans Am Malaysia：以下「PIAM」）・マレーシアタカフル協会（Malaysian Takaful Association：以下「MTA」）に対し各協会の会員が契約者を保護するために実施すべき救済措置について示したガイドラインに従い、PCR 検査の費用を負担するための 800 万リンギット（約 1 億 9,300 万円）の基金の設立や、保険契約者の経済的負担を緩和するために、保険料の支払期限の延長および分割払の回数を増やすなどの措置が各協会の会員会社により講じられた。また、ロックダウン中に自動車の走行機会が減少したこととともない損害率が大幅に改善したことから、保険料の一部を契約者に返還した損害保険会社も見られた。最大の販売チャネルである代理店に対しては、非対面での保険販売を可能にするために、携帯端末を提供し、その使用方法の研修も実施した損害保険会社も多いという。

最近では、一般的にマレーシアでは免責とされている生命保険・医療保険における感

染症の補償について、2021年1月25日の新聞²⁸で「新型コロナウイルス感染症の治療費用を補償するように民間保険会社に圧力がかかっている」と報じられたことを受け、LIAM・PIAM・MTAは共同で、感染症によるパンデミックリスクは補償の対象外であるが、保健省およびマレーシア中央銀行と協力し、新型コロナウイルス感染症患者が病院に支払う費用の一部を負担できるようにするための方法を検討中であるとの声明を発出した。LIAM・PIAM・MTAはまた、ワクチンによる副作用の治療費用の補償についても検討中であるとしている。

c. デジタル化への対応

マレーシア再保険はレポート²⁹の中で、新型コロナウイルス感染症によりもたらされた最大のプラスの影響は、デジタル化への損害保険会社の継続的な投資であるとしている。一方で、急激なデジタル化促進により増加するサイバーリスクへの対応や、すべての顧客、代理店、および従業員が最先端のデジタル技術に精通できるわけではないため、デジタル化には相当の時間と投資が必要であることを課題として挙げている。

スイス再保険は、若年層が多い人口形態、政府の政策支援などを要因としてデジタル経済が急成長しているアジアでは、パンデミックの発生により保険に関しての意識が高まりオンラインでの保険購入に対する消費者行動が変化しているとして、2020年6月に、マレーシアとインドネシアの1,200人を対象に、デジタルプラットフォームやオンラインでの保険購入に関する消費者意識調査³⁰を実施した。同調査において、マレーシアでは価格比較サイトは人気がなく、オンラインで保険を購入する際には、「信頼できる」という理由で損害保険会社や銀行のウェブサイトを通じて購入するとした人の割合が圧倒的に高かった。また、オンラインで購入したいとする保険は医療保険と所得補償保険であり、67%の人が保険の購入にオンラインをもっと活用したいと考えていることも判明した。

スイス再保険は、このようなオンラインまたはアプリを活用した保険販売を促進するためには、政府の枠組による積極的な支援が重要であるとしている。マレーシア政府によるそうした枠組としては、IoTを活用した産業化を経済成長の新たな資源とし、マレーシアをアジアのIoT開発のハブとすることを目的としたNational Iot Strategic Roadmap（2015年）や、スタートアップ企業や起業家を支援するDigital Free Trade Zone（2017年）などが紹介されている。

ISJ参加者のコメントを紹介すると、マレーシアの損害保険会社が最も注力しているデジタル化への対応はオンラインによる保険販売とのことであった。パンデミックに

²⁸ The Edge Malaysia Weekly, “Growing pressure on insurers to cover Covid-19 treatment at private hospital” (2021.1)

²⁹ Malaysian Re, “Malaysian Insurance Highlights 2020” (2021.2)

³⁰ Swiss Re Institute, “Going digital: Insights to optimize consumer appetite for online insurance in Indonesia and Malaysia” (2020.11)

より需要が急速に増加したオンラインでの保険販売は、そのほとんどが自動車保険であったが、最近では医療保険や傷害保険を販売する損害保険会社も増えてきたとしている。保険商品をオンラインで比較し購入することを望む顧客ニーズが高まる中、損害保険会社はオンライン販売用の新商品の開発や、代理店がオンラインで顧客と良い関係性を保ち高い競争力を維持できるようにデジタルツールを提供することなどに注力しており、そのため多くの保険会社は、デジタルソリューションやプラットフォームを提供するプロバイダーやインシュアテック企業と提携し、デジタル化への対応を推進しているとのことである。

オンライン販売は、損害保険会社による顧客との直接取引を意味するため、多くの代理店は自身のビジネスへの影響を懸念していたが、一方でデジタル化を今後も続く必然的な傾向として受け入れ、代理店としてできる価値提案を強化し、専門性を高め、顧客が求める保険に関するアドバイスを提供することで、仲介者を通して保険を購入することを好む顧客層のニーズに応えようとしているとのことであった。

(3) インドネシア

a. 損害保険市場について

AM Best は 2020 年 10 月のレポート³¹の中で、インドネシアの損害保険市場は種目別割合が多様化されており、割合の大きな財産保険および自動車保険がタリフ料率³²により過度な競争から保護されているため、今後も安定した収益見通しが期待できるとしている。しかし、損害保険市場全体の成長を牽引していた信用保険において保険金請求額も同様に増加し³³、収入保険料が前年同時期より 6.1%も減少した 2020 年 6 月時点においても保険金請求額が増加し続けているため（同時点での対前年比 16.3%増）、保険会社の規制・監督を行う金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan：以下「OJK」）および損害保険会社の懸念事項になっているとされている。

インドネシアには 2021 年 2 月時点で損害保険会社は 73 社存在し、2019 年の収入保険料では、上位 5 社で 34.75%、上位 10 社で 53.82%を占めている（73 社のうち 47 社のシェアは 1%未満である）。

インドネシアにもマレーシアと同様にタカフル市場があり、2018 年 8 月時点でイスラム教のシャリア教義に則った（再）保険会社は 13 社存在するが、タカフル商品の多くは一般の生命保険会社（23 社）、損害保険会社（25 社）および再保険会社（2 社）内の「窓口」において販売されている。2014 年に制定された新保険法³⁴は、これらのタカ

³¹ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Market Segment Outlook: Indonesia Non-Life Insurance” (2020.10)

³² インドネシアでは、地震保険は 2003 年から、また財産保険と自動車保険は 2014 年から、タリフ料率が適用されている。その他の種目は基本的に自由料率である。詳細は損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について（その 2）」（2013.3）を参照願う。

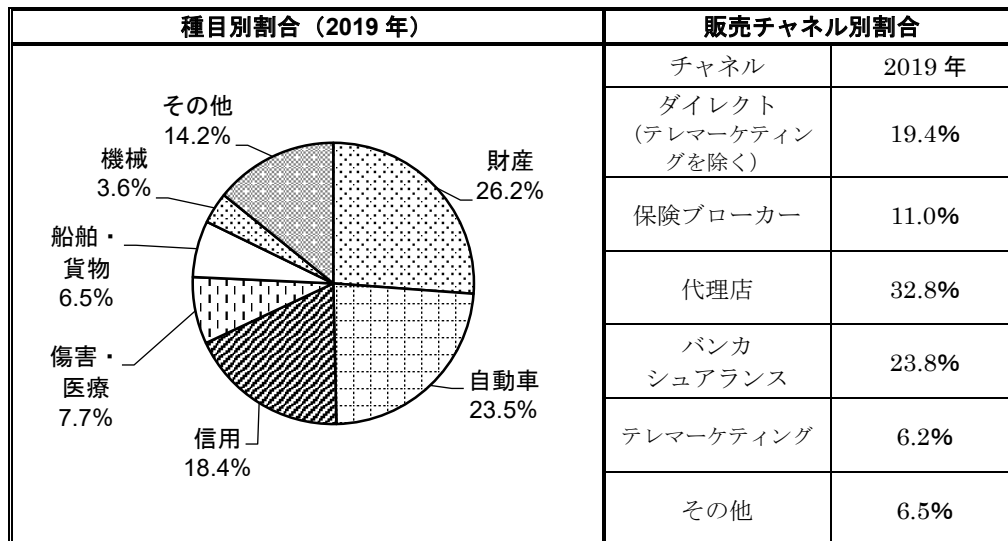
³³ 2019 年の収入保険料は 2018 年から 86.2%の増加、保険金請求額は 88.9%増加している。

³⁴ 1992 年に施行された保険業を規制する保険法に代わるものである。

フル商品を自社の「窓口」で扱う保険会社に対し、2024年までにタカフルビジネスを通常ビジネスから分離させることを求めており、この期限に間に合わなかった場合は、タカフル商品を販売する免許を取り消すとしている³⁵。OJK は分離に関するワークショップなども開催しているが、まだ準備が整っていない会社が多いと推測されている。タカフル市場のシェアは2020年11月時点でインドネシア保険市場全体の7%とごく一部であるが、人口の85%がイスラム教徒という同国では、タカフル市場の維持は不可欠であるとされているため³⁶、これらのタカフル商品用の窓口を扱う保険会社には、既存のシャリア教義に則った保険会社に統合されるか、または新しく会社を設立するかという決定を含む事業計画・戦略の早急な策定が求められている。

OJK はまた、代理店が複数の保険会社と委託契約を結ぶことを禁止している。2020年12月に、インドネシア損害保険代理店協会（General Insurance Expert Agents Association）がロビー活動を行い、複数の保険会社と委託契約を結ぶよう当該規制の改定を求めたとする報道が見られたが、インドネシア損害保険協会（General Insurance Association of Indonesia=Asosiasi Asuransi Umum Indonesia：以下「AAUI」）が同年同月にリリースした損害保険代理店向けの標準倫理規定では、代理店が複数の保険会社と委託契約を結ぶことを禁じている。

図表9 インドネシアの収入保険料の種目別割合と販売チャネル別割合



（出典：AM Best, “Best’s Market Segment Report: Market Segment Outlook: Indonesia Non-Life Insurance”（2020.10）、AXCO, “Non-Life Insurance Market Report:Indonesia”（2021.4）をもとに作成）

³⁵ Milliman, “Indonesia: Companies to reassess the impact of spinning-off Syariah windows following recent regulatory updates”（2020.6）

³⁶ Oxford Business Group, “The Report: Indonesia 2020: How is Indonesia increasing insurance coverage?”（2020.6）

b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応

2021 年 5 月 21 日現在、インドネシアの新型コロナウイルスへの感染者数は累計で 176 万 4,644 人、4 月 20 日の 161 万 4,849 人から 14 万 9,795 人の増加となっている。日々の新規感染者数も 5,000 人を超えることが多く、ワクチン接種は開始されたものの、現在のところ減少傾向には至っていない。

前記 a. で説明したとおり、インドネシアの損害保険市場の種目別割合はバランスよく多様化されており、それにより新型コロナウイルス感染症の影響も最小限に抑えることも可能であるとされているが、AAUI が 2020 年 6 月に実施したストレステストによると、最悪の場合では 2020 年の総収入保険料は 15% から 25% の減収になると見込まれている。

インドネシアで実施された最も重要な新型コロナウイルス感染症拡大への対応としては、2020 年 3 月 31 日に発出され、ただちに施行された、インドネシア政府による国家財政と金融システムの安定性に関する規制³⁷が挙げられる。この規制により OJK を含む政府機関や規制当局は、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するための様々な規制を発行する権限を与えられた。例えば OJK は、インドネシアの金融機関に対し、必要に応じ合併・統合・買収プロセスの開始を命じる権限などを与えられた。これに関連してか、2020 年 11 月に AAUI は、業績改善のための統合の必要性や、成績不振が続く事業の削減による事業ポートフォリオの見直しの必要性を、会員会社に向けて発信している。

c. デジタル化への対応

スイス再保険の調査³⁸によると、インドネシアではマレーシアと同様に価格比較サイトは人気がなく、オンラインで保険を購入する際には、マレーシアでは銀行や損害保険会社のウェブサイトが好まれたのに対し、インドネシアではスマートフォン用のアプリなどの利用が支持されていることを示した。また、インドネシアはマレーシアのように生命および医療保険への加入率は高くないが、新型コロナウイルス感染症の影響で健康に対する意識が向上したことを反映してか、将来オンラインで購入したいとする保険商品は、呼吸器疾患保険およびがん治療費用保険であった。インドネシア・マレーシアともに、医療費が還元される保険商品が好まれていることが分かり、スイス再保険は、そうした重大疾病保険・医療保険は、オンラインでの購入に適しているとしている。

同調査においてインドネシアは、全人口におけるモバイル接続率 (mobile connection) が ASEAN 諸国の中で 1 位となっている。高いモバイル接続率を保険募集に反映できれば保険浸透率も上昇するはずであるが、前掲図表 6 に示すとおりインドネシアの保

³⁷ State Finances and Financial System Stability for the Handling of the COVID-19 Pandemic and /or for Handling Threats Potentially Harmful to the National economy and /or Financial System Stability (Perppu 1/2020)を指す。Herbert Smith Freehills のウェブサイトによる。

³⁸ 前記 (2) c. を参照願う。

険浸透率は低く、特に損害保険の浸透率は 0.58%と非常に低い。また、インドネシア全人口 2 億 7,000 万人の 24%を占める、保険商品についてもよく理解しているとされているミレニウム世代においてですら、何かしらの保険に加入しているとされる割合はわずか 6%に過ぎない³⁹。

この保険浸透率の低さ、および保険による保護格差を改善するために、インドネシアで革新的なオンデマンド保険商品を販売するインシュアテック企業である PasarPolis は、2021 年 2 月に国際金融公社（International Finance Corporation）から 500 万ドルの資金提供を受けたことを公表した。同社はこの資金提供により、従来の保険では補償を受けることができなかったインドネシア国内の最も脆弱だとされる人々に対し、手頃な価格のマイクロ保険を提供するデジタルプラットフォームの開発が可能になるとしている。なお、デジタル化を支援する政府の重要な枠組としては、2018 年に立ち上げられたインドネシア版のインダストリー 4.0 ロードマップ⁴⁰、および税制上の優遇措置や消費者保護の改善を通じ e コマースの成長・促進を加速させることを目的とした e コマースロードマップなどがある。

ISJ 参加者のコメントを紹介すると、インドネシアでは、保険加入・保険金請求をスマートフォン上で行えるアプリの開発や、フィンテック企業と提携した販売チャネルの多様化など、様々なデジタル化が進められているが、1 万 7,000 以上の島々からなる地理的要因を背景にテレマーケティングも未だ重要な販売チャネルである同国では、AI を搭載したボイスボットの活用にも注力しているという。今のところ 1 日の対応件数に制限があるが、ボイスボットの活用によりテレマーケティング要員を最小限に抑えることができるほか、ボイスボットの機械的な対応は顧客にも好評とのことである。また、人口のおよそ 30%が農業従事者であるインドネシアでは特に有用だと考えられる、農業保険におけるジオタグ⁴¹の活用もデジタル化の例として挙げられた。ジオタグを活用することにより、地理的条件に基づくリスクを特定することができ、保険の引受に役立つとしている。ISJ 参加者はまた、今後のデジタル化促進における課題は、損害保険の普及率およびリテラシーの低さであるとしている。

(4) タイ

a. 損害保険市場について

AM Best は 2021 年 5 月のレポート⁴²の中で、タイの損害保険市場は、2019 年の第

³⁹ The Low Down, “Challenges for insurtech in Indonesia” (2020.4)

⁴⁰ インダストリー 4.0 は、もともとはドイツ政府が進める製造業におけるオートメーション化プロジェクトの名称であり、人類史上 4 度目の産業革命（第 4 次産業革命）という意味を持つ。その後世界的に使用される用語になった。インドネシア版のインダストリー 4.0 では、①国内のクラウドサービス、ブロードバンドといったデジタルインフラへの投資、②国内の中小企業におけるデジタル化の推進、③IoT 開発、④開発・発明を保護するための知的財産保護に係る規制などの整備、⑤企業のデジタル化投資に対する財政的な優遇措置、の 5 つの項目に重点を置き、様々な支援を行っている。

⁴¹ 写真や動画にタグとして追加できる地図上の位置（緯度・経度）を示す数値データを指す。

⁴² AM Best, “Best’s Market Segment Report: Thailand Non-Life Insurers Show Resilience Yet

4 四半期から施行されたリスクベースの資本規制（Risk-based capital framework 2 : RBC2）⁴³によりリスク管理が強化されたため、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる不確実性にもかかわらず、2020 年末のソルベンシー比率は最低資本要件（120%）をはるかに上回る 348%となっており、今後も堅調な発展が期待できるとしている。

タイでは、保険会社の規制・監督を行う保険委員会（Office of Insurance Commission: 以下「OIC」）により、自動車保険および財産保険にはタリフ料率が、それ以外の種目には最低・最高料率が示された範囲料率が適用されている。2020 年までにタリフ料率制度を撤廃することが目標とされてきたが、まだ完全自由化⁴⁴には至っていない。

タイには 2020 年 2 月時点で損害保険会社は 58 社存在し、2018 年の収入保険料では、上位 5 社で 41.85%、上位 10 社で 61.88%を占めている（下位 22 社のシェアは合計で 4%未満である）。タイの損害保険セクターは過密状態にあり、市場が支えることができる 2 倍以上の会社が存在しているとされている。合併・売却による業界再編の必要性は広く認識されているが、小規模な損害保険会社の多くは同族経営であり、同族グループ以外の契約はほとんど扱っておらず、魅力的なターゲットとはみなされていないため、合併・売却はなかなか進展しないと見られている⁴⁵。

2019 年の販売チャネル別では、インターネット販売の割合は 0.1%と低いが、2020 年上半期におけるインターネット販売による収入保険料は 2019 年より 38%増加しており、販売チャネル別全体での割合も 2019 年の 0.1%から 0.5%に上昇している。なお、タイには約 500 社の企業ブローカーが存在し、全損害保険契約の 50%強を扱っていると言われている。また個人の保険ブローカーは 10 万人以上、代理店は 2 万人以上存在する。

2020 年 7 月 31 日より、OIC は保険引受と代理店および保険ブローカーの義務を規制することに焦点を当てた新しい措置を導入した。まず、後記 b.で説明している新型コロナウイルス感染症拡大への対応として一時的に認めていた、Zoom のようなウェブ会議ツールの使用による保険販売措置を廃止し、改めてデジタル技術を利用した非対

Challenge Remain”（2021.5）

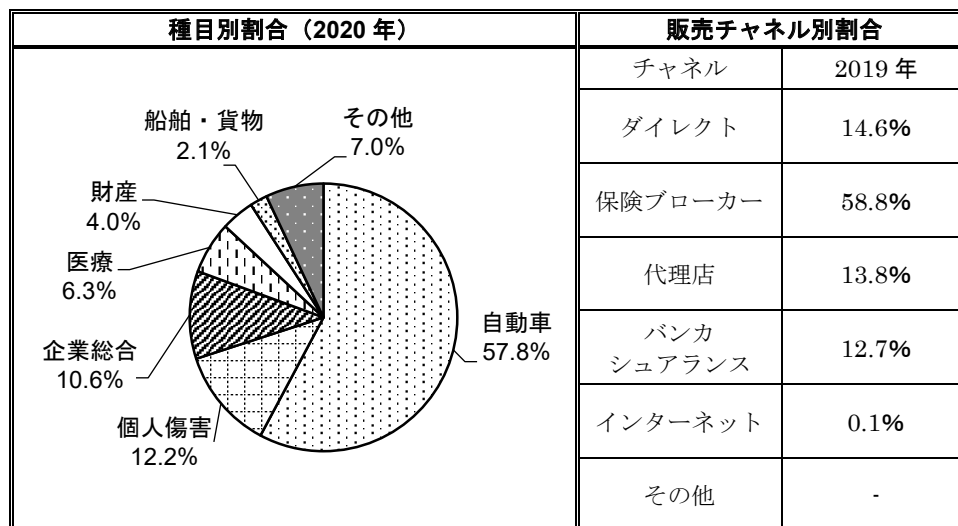
⁴³ OIC は国際的な資本規制水準にキャッチアップするために、リスクベースの資本規制（RBC）における自己資本比率を段階的に引き上げてきたが、2011 年の洪水災害に係る多額の保険金支払により損害保険会社の自己資本が大きく毀損されたため、その対応として洪水リスク量の算出方法を緩和するなどの措置を講じてきた。RBC2 は洪水リスク量の緩和措置期間終了後に実施された。

⁴⁴ 2017 年には保険金額が 5,000 万バーツ（約 1 億 7,600 万円）までの企業向けの財産保険契約には 10%、個人向けの財産保険契約には 15%の割引が適用され、保険金額が 5,000 万バーツ以上の契約に対しては最低料率を撤廃するなどの変更が実施された。また、企業総合保険の引受については、最低保険金額 3 億バーツ（約 10 億 5,000 万円）や最低保険料率などの条件が付されているが、長年の慣習によりそうした条件は適用されず、保険会社の裁量で引受がなされているという。OIC はまた、コロナ禍の 2020 年 8 月に、2020 年 9 月 1 日から同年 10 月 15 日の間に締結され、保険始期が 2021 年 1 月 1 日以前の保険会社の直販個人契約に対し、適用料率をタリフ料率より 30%低く設定できる指令を発出した。割引期間は 1 年間で、その後はもとのタリフ料率が適用される。なお、() 内の円貨は、2021 年 5 月末の為替レートである 1 バーツ=3.51 円で換算している。以下同様とする。

⁴⁵ AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Thailand”（2021.4）

面（音声・ビデオ・画像の利用）による保険販売を、顧客の同意および正当な必要性がある場合にのみ認めることとした。多くの保険会社は社内で従業員が直接顧客に保険を販売しているため、この措置は非常に有用であるとされている。テレマーケティングに関しては、通話録音および録音記録の保存、顧客の個人情報を合法的に収集・保管するための手順書の策定、「電話をかけてはいけない相手リスト」の策定などが規定に盛り込まれた。またバンカシュアランスに関しては、銀行が顧客の同意を得たうえで銀行の敷地外で保険を販売することなどが認められた。代理店および保険ブローカーの義務に関する規定はこれまでのものとほぼ変わらないが、例えば、仲介事業者は保険の販売に先立ち保険契約の内容と適用範囲を徹底的に調査し、自身が提供する保険契約が顧客の目的、リスクアペタイト、および保険料の支払能力に適していることを確認すること、といった一般的な義務などが追記された。

図表 10 タイの収入保険料の種目別割合と販売チャネル別割合



(出典：Thai General Insurance Association of Thailand ウェブサイト、Baker

McKenzie, “Insurance Outlook 2019-2020” (2020.12) をもとに作成)

b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応

2021 年 5 月 21 日現在、タイの新型コロナウイルスへの感染者数は累計で 12 万 3,066 人、4 月 20 日の 4 万 5,185 人から 7 万 7,881 人の増加となっている。新規感染者数も 3,000 人を超える日が多く、現時点ではまだ減少傾向には至っていない。

2020 年の損害保険の総収入保険料は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新車販売台数の減少にともない、種目別割合が最も大きい自動車保険の減収が想定できることから、対前年比 5.6% 程度の減収になると見込まれていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症を補償対象とする保険の好調な売上や、懸念されていた自動車保険でも対前年比 1.4% の増収となったため、総収入保険料は結果的に前年から約

3.6%上昇し 2,530 億バーツ（約 8,800 億円）となった。

パンデミック発生後の対応としては、OIC はまず、傷害・医療・生命・旅行・休業保険に関し、2020 年 3 月 17 日以前⁴⁶に販売された契約も含め、新型コロナウイルス感染症を補償対象とするよう保険会社に法的効力を持つ指令を発出した。同年 4 月には、保険ブローカー、代理店、および銀行に、ウェブ会議ツールを使用し保険を販売することを一時的に認めた⁴⁷。さらに 8 月には、OIC はアジア初となる新型コロナウイルス感染症を補償対象としたタイへの旅行を補償する保険⁴⁸を承認し、12 月には損害保険会社と協力し、同感染症を補償対象としたニューノーマルスーパープラス⁴⁹という、わずか 10 バーツ（約 35 円）で加入可能な交通事故傷害保険を開発した。

2020 年 3 月から販売されている、新型コロナウイルス感染症を補償対象とするこうした保険の保険金請求額は、2021 年 4 月末時点で約 5 億バーツ（約 17 億 5,500 万円）に達したと推計されている。OIC は同感染症補償による保険金請求額は保険会社の健全な資本水準に影響は与えていないとしながらも、今後の新たな感染拡大の波を憂慮し、保険会社にストレステストの実施を求めた。

c. デジタル化への対応

2020 年 10 月、OIC は 2021 年から 2025 年の 5 年間における第 4 次保険開発計画⁵⁰の草案を発表した。同草案では、サステナブルな社会・経済の構築における保険会社の役割の確立や、エコシステムの形成・活用および法規制の改定または緩和によりタイの保険業界を強化することともに、OIC のデジタル化に係る取組の推進も目標とされている。OIC には Center of InsurTech Thailand（以下：CIT）と呼ばれる部門があり、保険におけるイノベーションを起こし新たな技術を生み出すという重要な機能を担っている。OIC の CIT 部門により推進されている主な取組は以下のとおりである。

○ OIC Gateway

保険業界のサービスを強化するための IT システムであり、タイで認可された生命・損害保険会社が引き受けるすべての契約の詳細な情報を業界全体でリンクするためのチャンネルとして機能する。生命・損害保険会社は 2021 年 1 月よ

⁴⁶ ただし、契約者が保険に加入する以前に感染していた場合と、医療・生命保険などの待機期間中に感染した場合は対象外とされた。

⁴⁷ 複雑な生命保険やユニットリンク保険商品は対象外とされた。またウェブ会議ツールでの顧客とのやり取りは録画しなければならない。

⁴⁸ すべてオンラインで販売され、入国証明書、および出国 72 時間前の PCR 検査で陰性であることを条件として、検疫強化対象国とされている国々からの旅行者にも販売した。

⁴⁹ タイの旧正月にあたる祝日（2021 年は 4 月 12 日から 4 月 15 日）を挟む国内での移動が増加し交通事故が多発する期間を対象として販売された。交通事故および新型コロナウイルス感染症による死亡・後遺障害・入院費用のほか、ワクチン接種の副作用による入院費用も補償する。同保険は 10 名以上の団体用マイクロ保険であり、損害保険を扱う 23 社により販売された。

⁵⁰ OIC は 2006 年に第 1 次保険開発計画を初めて公表した。

り、保有するまたは今後引き受けるすべての契約に係る詳細な情報を OIC に提供することが義務付けられた。

○ Insurance Guru

2020 年 7 月に立ち上げられたオンライン保険商品の価格比較サイトである。自身のニーズに適した保険商品を選択できるように消費者を支援することを目的としている。

○ 規制サンドボックス

タイの保険エコシステムにより適したものとするため、規制サンドボックス（2017 年導入）に係る基準が 2020 年に改定された。規制サンドボックスの主な改定は以下のとおりである。

- ・フィンテックなどの技術を提供する企業は、保険会社と提携しなくとも規制サンドボックスに参加できるようになった。
- ・規制サンドボックスへの参加要件である「適格な事業」には、より広義な解釈が適用され参加への柔軟性が増した。
- ・実施期間はこれまで 1 年間と定められていたが、プロジェクトごとに OIC の裁量で実施期間を決定できるようになった。

なお、改定後に採用されたプロジェクトには、MSIG Insurance と大手携帯電話会社の AdvancedInfo Service の提携による、車両に取り付けられた IoT デバイスにより測定されたドライバーの運転行動に基づき保険料を算出する自動車保険「Prakan Kubdee」などがある。

○ OIC チャットボット

OIC は保険情報を広く一般に提供することを重視しており、消費者が自由に保険について質問できる OIC ホットラインを設けている。ホットラインの利用者の増加にともない、OIC はチャットボットを導入し、消費者からのより多くの質問に対応できるようにしている。

ISJ 参加者は、自身の経験をもとにしたデジタル化に係る非常に興味深いコメントを寄せてくれた。同参加者によると、パンデミック発生後、オンラインによる保険販売が急激に増加したため、銀行の窓口で販売されていた ISJ 参加者が所属する損害保険会社の商品の種類が、日を追うごとに少なくなっていく様子が見て取れたという。オンラインでは従来のシンプルな商品だけではなく、個人向けサイバー保険や新型コロナウイルス感染症を補償する保険も販売されるようになり、また業務プロセスの自動化などにより、損害保険会社の支店の閉鎖や人員削減も目立ってきたという。

その他、多くの損害保険会社が利用し始めているデジタルツールとして、ラインのビデオ通話を使用した自動車事故自動査定ソフトが挙げられた。同ソフトは、契約者からラインビデオ通話を介し送られてくる車両の損傷画像を自社の事故受付センターの自

動画像読取システムに同期させ、保険金請求処理を自動的に進めるもので、この利用により保険金請求処理に係る人員や業務運営コストを削減することができるとしている。業務運営コスト削減という観点では、E-Renewal の活用促進も進んでいるという。E-Renewal はオンラインで保険の更新を行うサービスで、契約者は保険会社から送られてくる QR コードやバーコードを含む電子ファイルを受領し、それらをスキャンすることにより簡単に保険の更新・保険料の支払を行うことができる。

デジタル化促進への課題としては、タイのほとんどの損害保険会社で使用されているシステムが 15 年から 20 年前に自社内で独自に作られたものであるため、急速に進むデジタル化への対応が非常に困難であるということと、タリフ料率制度のため、テレマティクス保険などの収集したデータから最適な保険料を提供する保険の普及促進が難しいことなどが挙げられた。

(5) フィリピン

a. 損害保険市場について

AM Best は 2021 年 3 月のレポート⁵¹の中で、フィリピンの損害保険市場はパンデミックにより対面販売ができなくなったことが大きく影響し 2020 年の収入保険料が激減したとしながらも、今後の見通しに関しては非常に前向きな見解を示している。その理由の 1 つは、政府が推進する「Build Build Build」というインフラ整備プロジェクトへの期待によるもので、高速道路を含む道路・ターミナル・港湾・病院・学校・政府機関など、フィリピン全土で約 2 万件のインフラ建設が予定されており、財産・貨物・建設工事などの保険分野において長期的な成長が促進されると AM Best は見ている。

フィリピンでは、自動車保険、財産保険の自然災害リスク（地震、台風・洪水等）、および保証・信用保険には、フィリピン損害保険・再保険協会（Philippine Insurers and Reinsurance Association：以下「PIRA」）が算定し、監督当局である保険庁（Insurance Commission）が承認するタリフ料率が適用されている。財産保険に関しては 2000 年にタリフ料率が廃止され、現在は各社が個別に最低・最高保険料率を含む料率スケジュールを保険庁に提出し承認を得ることが求められている。料率スケジュールの届出を行わない保険会社は、1997 年制定のタリフ料率に従うことになる。2021 年 3 月 29 日付のマニラタイムスの記事によると、フィリピンの損害保険業界では、タリフ料率が適用されている保険種目について、現行のタリフ料率のままとするか、あるいは自由料率を採用するかの投票が実施される予定であると報じられている。マニラタイムスは同記事において、フィリピンにおける保険自由化の実施は、タリフ料率制度を撤廃し保険の自由化を実施したが、おそらくはタリフ料率制度を再度採用すると推測される近隣各国の経験から学んでからでも遅くはないとしている。

⁵¹ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Market Segment Outlook: Philippines Non-Life Insurance” (2021.3)

フィリピンには 2020 年 2 月時点で損害保険会社は 58 社存在しており、2017 年の収入保険料では、上位 5 社が 45.58%、上位 10 社で 64.53%を占めている。

フィリピンの全生命・損害保険会社は、13 億ペソ（約 30 億円⁵²）に引き上げられた最低資本要件への遵守を 2022 年末までに完了させることが求められているが⁵³、AM Best は 2019 年 12 月時点の各損害保険会社の資本レベル、およびその後のパンデミックの影響を考慮すると、約半数の損害保険会社が 13 億ペソの最低資本要件を満たすことはできないとしており、そのため、今後中規模クラスの損害保険会社の統合・合併が増加すると予測している。

フィリピンの主力商品は自動車保険および財産保険であり、種目別割合のおよそ 66%を占めているが、フィリピンの特徴的な種目として、4.3%のシェアを持つ移民労働者（Overseas Filipinos Workers）保険が挙げられる。同保険は、国外で働くフィリピン国民の死亡・後遺障害、救援者費用、裁判費用などを補償する強制保険⁵⁴である。種目別割合の「その他」には、傷害保険、賠償責任保険などが含まれるが、18.6%を構成するうちの約 7%はマイクロ保険が占めている。

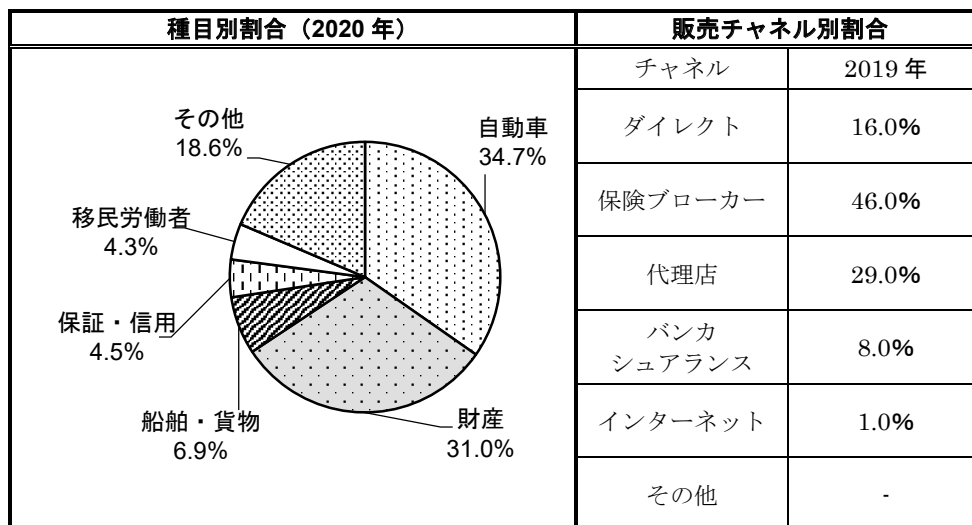
最大のシェアを有する販売チャネルである保険ブローカーは、企業向け保険の約 50%を扱っているとされている。フィリピンでは、2000 年に電子商取引法が制定され、電子署名および電子データによる証拠もすでに認められており、2000 年当時は 2.6%だったインターネット普及率も 2019 年には約 62%まで上昇したとされているが、インターネットの販売チャネルとしての割合はまだ低い。フィリピンのほとんどの保険会社がウェブサイトを開設しているが、それらは常に最新の状態に保たれているわけではなく、また顧客と双方向のやり取りをするツールとして設計されていないことが普及を阻む原因だとされている。なお、バンカシュアランスは 2002 年 1 月に承認されており、現在では銀行による保険会社の所有または保険会社による銀行の所有に関する規制はない。

⁵² 2021 年 5 月末の為替レートである 1 ペソ=2.31 円で換算している。以下同様とする。

⁵³ 2015 年に保険庁により 9 億ペソ（約 21 億円）から引き上げられた。2020 年 1 月には最低資本要件を現行のままとすることを多くの保険会社が要請したが、保険庁は同年 10 月、この要請を退けた。

⁵⁴ 国外で得た賃金をフィリピンで暮らす家族を養うために送金している移民労働者は、国の発展に寄与しており適切に保護されるべきだとされ、1995 年に制定された移民労働者および在外フィリピン人法（Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995）により加入が義務付けられた。同保険には、フィリピン国民の国外での仕事を斡旋する代理店が契約者となり、移民労働者を被保険者として加入する。代理店は現金で保険会社に保険料を支払う義務があり、また移民労働者は、自発的に国外での雇用を終了しフィリピンに帰国した場合、未経過分の保険料を代理店に支払う義務を負う。

図表 11 フィリピンの収入保険料の種目別割合と販売チャネル別割合



(出典: Insurance Commission ウェブサイト、AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Philippines” (2021.4) をもとに作成)

b. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と損害保険業界の対応

フィリピンは ASEAN 諸国の中で、新型コロナウイルス感染症による影響を最も受けた国である。2021 年 5 月 21 日現在、フィリピンの新型コロナウイルスへの感染者数は累計で 117 万 1,403 人、4 月 20 日の 95 万 3,106 人から 21 万 8,297 人の増加となっている。新規感染者数も 5,000 人を超える日が多く、ワクチン接種の早期開始が望まれている (2021 年 6 月から開始される予定)。

2020 年の損害保険の総収入保険料は、同感染症拡大の影響を受け、前年から 9.37% 減少し 838 億ペソ (約 1,936 億円) となった⁵⁵。ロックダウンの実施後ただちに在宅勤務のためのインフラが整えられず、業務運営に著しく支障をきたした損害保険会社による当局への財務報告の遅延も、収入保険料減少の原因として挙げられている。

パンデミック発生後の対応としては、首都マニラにロックダウン措置が敷かれた 2020 年 3 月 20 日直後の 26 日、保険庁はすべての生命・損害保険会社および共済組合に対し、ロックダウン期間中に更改を迎える契約の保険期間を同条件で少なくとも 30 日間 (ロックダウンが 30 日間より長ければロックダウンの期間) 延長するよう通知を出した。さらに同年 4 月 7 日には、損害保険会社向けにロックダウン期間中の募集方法についてのガイドラインを発出した。同ガイドラインでは、損害保険会社が代表取締役または正式な権限を持つ代表者のサイン入りレター⁵⁶を保険庁に届け出ることにより、ビデオ会議ツールなどによる非対面での保険販売を認めている。損害保険会社個別

⁵⁵ 保険庁のウェブサイトによる (Insurance Commissions: Statistical Report, “Insurance Industry Performance as of the Quarter Ending December 31”)。

⁵⁶ 保険販売に使用するツール、代理店・保険ブローカー名とその活動地域、販売する保険商品すべてと非対面の保険販売を行う期間を明記する必要がある。

のパンデミックに対する対応としては、SGI 損害保険が実施した自社の代理店および代理店従業員に対する経済支援が挙げられる。同社は、年収が 60 万ペソ（約 139 万円）以下で 2020 年 4 月 1 日から 30 日の間に新型コロナウイルス感染症により本人が死亡した代理店または代理店従業員に対し、2 万 5,000 ペソ（約 5 万 7,000 円）の現金を支給した。保険庁は、この支援を称賛し支持する旨の通知を、全保険会社に向けて発信している。

なお、2021 年 5 月 28 日時点でのフィリピンの保険会社が 2020 年に支払った新型コロナウイルス感染症に係る保険金は、総額 19 億 7,500 万ペソ（約 45 億 6,000 万円）となり、その内訳は、生命保険会社が 14 億 6,000 万ペソ（約 33 億 7,000 万円）、共済組合が 3 億 5,500 万ペソ（約 8 億 2,000 万円）、損害保険会社が 1 億 6,200 万ペソ（約 3 億 7,000 万円）であったと報じられている⁵⁷。

c. デジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、フィリピンにおける保険による保護格差を浮き彫りにしたのと同時に、フィリピン国民が保険の重要性について認識するきっかけも提供した。実際に、マニラライフ生命保険が 2020 年 5 月に実施したフィリピン国民 300 人を対象とした調査では、およそ 77%が今後 18 カ月以内に保険を追加で購入したいと回答している。この、保険に対する需要の増加とデジタル化の波に乗ったインシュアテック企業により、手頃な価格のマイクロ保険がさらに注目されている⁵⁸。

2020 年 8 月には、シンガポールを拠点とする保険会社の Igroo⁵⁹が、フィリピンのユニオン銀行およびインドネシアのスタートアップ企業である Akalaku と提携し、低所得者向けのマイクロ傷害保険の販売を開始した。マイクロ保険は収入保険料の面では大幅な増加に直結しないが、フィリピンでは 2020 年 12 月 31 日時点で 5,000 万人がマイクロ保険に加入しており、この数は全人口の約半数に当たる⁶⁰。フィリピンでマイクロ保険を提供している保険会社等は同時点で 44 存在し、そのうち損害保険会社は 11 社、生命保険会社が 10 社、残りが共済組合となっている。市場シェアは共済組合が 57.5%を占め、次いで生命保険会社が 29.2%、残り 13.3%が損害保険会社のシェアとされている。政府の目標を上回るマイクロ保険の普及には、保険庁が 2020 年 6 月に施

⁵⁷ Asia Insurance Review による。新型コロナウイルス感染症がフィリピンの保険業界の財務状況に与える影響を確認するために、保険庁が実施した 3 回の調査により判明した数値である。

⁵⁸ Oxford Business Group, “Will Covid-19 boost private insurance in the Philippines?” (2020.9)

⁵⁹ AI とビッグデータを利用したインシュアテックプラットフォームにより、個人向けの旅行保険、傷害保険、医療保険などを提供している。顧客は Igroo のアプリをスマートフォンにインストールし保険を購入する。また、保険金請求も同アプリを使用して行う。

⁶⁰ 政府は 2020 年に、2022 年までに約 5,000 万人の国民をマイクロ保険でカバーするという目標を立てたが、2 年早く達成されたとしている（Asia Insurance Review, “Philippines: Govt Likely to have met microinsurance target 2years ahead of schedule” (2021.5)）

行した、インシュアテックを対象とした規制サンドボックス制度⁶¹も貢献していると思われる。

ISJ 参加者のコメントを紹介すると、ISJ 参加者が所属する損害保険会社を含め、ほとんどすべての生命・損害保険会社、および共済組合において、新型コロナウイルス感染症拡大を機に急速なデジタル化が進んでいるという。多くの損害保険会社が特に注力しているデジタル化は、保険加入・保険金請求をスマートフォン上で行える独自のアプリや、自社のウェブサイトを紹介したオンライン販売および代理店がオンラインで保険を販売することができるモバイルポータルの開発・普及促進であり、これらにより販売チャネルの多様化を目指しているという。デジタル化を進めるうえでの課題としては、まだまだ新技術に慣れていない消費者や高齢の代理店が多いといったことに加え、保険会社がデジタル化に費やす資金面における制約が大きいとのことである。

4. おわりに

ジュネーブ協会はレポート⁶²の中で、「デジタル化」とは、顧客との関わり方、データの利用、およびビジネスプロセスを向上させるための新技術の活用によるデジタルとアナログの融合と定義しており、損害保険会社においては、図表 11 に示す各バリューチェーンにおけるプロセスをすべて電子的に完了することが重要とされている⁶³。

本稿で紹介してきたとおり、ASEAN 主要国の損害保険業界は、監督当局、また生命保険協会、再保険協会などと協力し合い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対し迅速に対応し、その一環としてデジタル化の流れも加速させてきた。ISJ 参加者のコメントからは、多くの保険会社が、チャットボットや AI を利用した自動販売や自動保険金請求処理システムといった、図表 11 に示す「実行可能なデジタル化」を、すでに有用な技術として活用していることもわかった。このデジタル化促進には、同感染症対策としての一時的な規制緩和も追い風になっているが、各損害保険会社およびそれぞれの従業員の、デジタルエコシステムに対する意識の高さも貢献していると考ええる。

国民 1 人が保険に費やす金額や保険浸透率といった側面から見ると、前記 2. のとおり、ASEAN 各国の数値は世界平均と比較して確かに低い。しかしそれは、未開拓の巨大な保険市場になりうるという可能性でもあり、その可能性を後押しすると考えられる、人口増加やデジタルに強いとされる若年層が多いといった要因も存在する。

スイス再保険のレポートによると、ASEAN の約 4 億人とされる成人のうち、銀行口

⁶¹ 生命・損害保険会社、共済組合、および保険庁により認可された仲介事業者やアグリゲーターも、サンドボックスを利用できる対象とされている。施行期間は最大 1 年間とされており、場合によっては 6 カ月未満の延長も認められる。申請が認められサンドボックスを実際に利用した場合は、毎月の進捗状況および施行完了の保険庁への報告が求められている。

⁶² Geneva Association, “Regulatory Considerations for Digital Insurance Business Models” (2021.3)

⁶³ わが国については、書面による文書配布（証券など）や署名に関する規制、また加入の際に事前健康診断を必要とする規制などが、デジタル化を阻む要因として紹介されている。

座とともにクレジットカードを所有し保険の購入や投資なども行える人口は 26%のみであり、25%は銀行口座を所有してはいるがクレジットカードは所有しておらず、残りの 49%は銀行口座すら所有していないとされている。同レポートは、デジタル化とは、スマートフォンを利用した決済システムを使用することにより、この 49%の人々が保険や投資に銀行口座を持たずしてアクセスできることを意味するとしている。また、インシュアテックを活用したマイクロ保険のさらなる普及も、保険による保護格差の問題の改善に、多少なりとも貢献することが考えられる。同レポートではまた、デジタル化は重要ではあるが、保険商品をデジタルツールのみで提供することにはまだまだ限界があるとしている。代理店やブローカーといったオフラインチャネルを通じての購入を好む顧客層も多いことから、損害保険会社にはあらゆる顧客層に対応できるオムニチャネルによるアプローチが求められているとされている。わが国の損害保険会社にも同等のことが言えよう。

なお、本稿で紹介している ISJ 参加者はみな快く本稿執筆への協力を承諾し、それぞれが考える、あるいは経験したパンデミック発生後からのデジタル化について、すぐにコメントを寄せてくれた。この場を借りて感謝の気持ちを伝えたい。また、これらの協力は、日本損害保険協会の方々および当研究所の ISJ に携わるメンバーが、アジア諸国との良好な関係維持のためにこれまで尽力してきた賜物でもあると考えている。

図表 12 損害保険会社の各バリューチェーンにおけるプロセスと実行可能なデジタル化

バリューチェーン	プロセス	実行可能なデジタル化
マーケティング	○商品開発のための市場および消費者調査 ○販売対象グループの調査 ○価格設定 ○広告・販売戦略の策定	○より細分化された顧客セグメンテーションのためのビッグデータの活用 ○より洗練されたクロスセル機能
商品開発	○料率設定（アクチュアリー）	○詳細なリスクベースの価格設定 ○ロスプリベンションサービス
販売	○顧客獲得 ○商品販売	○チャットボット、AI を利用した自動販売 ○Zoom などのビデオ会議ツールを利用した非対面での販売 ○情報が充実した新たな販売チャネル ○電子証券の発行
引受	○申込書の取り扱い ○リスク評価 ○契約内容の詳細な評価	○AI や画像処理を使用したより高度なリスク評価 ○リスク評価のためのより多くの詳細なデータ ○顧客のリスクに係るデータを生成するテレマティクスの開発・利用促進 ○自動引受・電子署名・約款によるデジタル契約
サービス・管理	○顧客のニーズへの対応 ○契約管理	○リスク削減およびロスプリベンションサービス ○自動応答による顧客からの問合せに対する対応 ○ライブチャットやビデオ会議ツールを利用した非対面でのサービスの提供
保険金請求	○保険金請求処理 ○保険金詐欺対応	○AI を利用した自動保険金請求処理システム ○ビッグデータを利用した詐欺削減機能の改善

(出典：Geneva Association, “Regulatory Considerations for Digital Insurance Business Models”
(2021.3) をもとに作成)

<参考資料>

- ・ アジア大洋州局地域政策参事官室「目で見る ASEAN —ASEAN 経済統計基礎資料—」(2020.8)
- ・ 損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について」(2013.9)
- ・ 損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について (その2)」(2015.3)
- ・ Adib Povera, “Perlindungan Tenaga to offer affordable insurance, takaful schemes” (New Straits Times, 2017.11)
- ・ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Malaysia Non-Life Insurers Maintain Underwriting Discipline Amid Market Challenges” (2021.3)
- ・ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Market Segment Outlook: Indonesia Non-Life Insurance” (2020.10)
- ・ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Market Segment Outlook: Philippines Non-Life Insurance” (2021.3)
- ・ AM Best, “Best’s Market Segment Report: Thailand Non-Life Insurers Show Resilience Yet Challenge Remain” (2021.5)
- ・ Anna Malindog-Uy, “Build Build Build’ Program Amid a Pandemic” (The ASEAN Post, 2020.9)
- ・ Anoop Khanna, “Thailand: Microinsurance plan for holiday season” (Asia Insurance Review, 2020.12)
- ・ Asia Insurance Review, “Indonesia: AAUI says general insurers need to review business portfolios” (2020.11)
- ・ Asia Insurance Review, “Indonesia: General insurance agents lobby to represent more than 1 insurer” (2020.12)
- ・ Asia Insurance Review, “Indonesia: General insurance business could plunge 30% this year in ‘worst case’ scenario” (2020.7)
- ・ Asia Insurance Review, “Indonesia: Govt to launch credit insurance plan for MSMEs” (2020.7)
- ・ Asia Insurance Review, “Malaysia: Takaful operators less affected by Covid-19 than conventional insurers” (2021.3)
- ・ Asia Insurance Review, “Philippines: Insurers pay US\$81m in Covid-19 related claims in 2020” (2021.5)
- ・ Asia Insurance Review, “Philippines: Govt Likely to have met microinsurance target 2 years ahead of schedule” (2021.5)
- ・ Asia Insurance Review, “Singapore: MAS commits over US\$30m to spur tech solutions for risk management & RegTech” (2021.5)
- ・ Asia Insurance Review, “Thailand: Covid-19 insurance claims estimated at US\$16m as of end-April” (2021.5)
- ・ Asia Insurance Review, “Thailand: Insurance regulator to launch comparison website in July”

(2020.7)

- Asia Insurance Review, “Thailand: Next 5-year insurance development plan to start in 2021”

(2020.4)

- AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Indonesia” (2021.4)
- AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Malaysia” (2021.4)
- AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Philippines” (2021.4)
- AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Singapore” (2021.4)
- AXCO, “Non-Life Insurance Market Report: Thailand” (2021.4)
- Baker McKenzie, “Insurance Outlook 2019-2020” (2020.12)
- Bangkok Post, “Covid claims projected to pass B500m” (2021.5)
- Clarence Wong, “Large and getting larger: Emerging Asia’s protection gaps” (Peak Re, 2021.3)
- David Dawborn, Vik Tang, Teguh Arwido, Michelle Virgiany & Roni Marpaung, “Covid-19: Governance: Summary of Financial Regulators’ Response and Measures (Indonesia)” (2020.5)
- Ernst & Young, “2020 Japan Insurance Outlook: Trends and imperatives shaping the life and non-life market” (2020.1)
- Fintech News Philippines, “Insurtech Platform Igloo Land Partnership With Union Bank and Akulaku for Micor-Insurance” (2020.8)
- FitchRatings, “Indonesia Takaful Dashboard 2021” (2021.3)
- FitchRatings, “Malaysia Takaful Dashboard 2021” (2021.3)
- Gabriel Olano, “MSIG to launch pay-as you-drive insurance model in Thailand” (Insurance Business, 2021.2)
- Gabriel Olano, “Singapore insurers expand coverage for Covid-19 patients” (Insurance Business, 2020.5)
- General Insurance Association, “Annual Report 2019” (2020.3)
- General Insurance Association, “Annual Report 2020” (2021.3)
- Geneva Association, “Regulatory Considerations for Digital Insurance Business Models” (2021.3)
- Geneva Association, “Understanding and Addressing Global Insurance Protection Gaps” (2018.4)
- Insurance Commission, Department of Labor and Employment, Philippine Overseas Employment Administration, & National Labor Relations Commission, “Insurance Guidelines on Rule XVI of the Omnibus Rules and Regulations Implementing Republic Act 8042 (The Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995), as Amended by Republic Act 10022 Relative to Compulsory Insurance Coverage for Agency-Hired Overseas Filipino Workers” (2010.9)
- International Finance Corporation, “IFC and PasarPolis Partner Amid Pandemic to Boost Microinsurance Safety Nets for Indonesia’s Most Vulnerable” (2021.4)
- Malaysian Re, “ASEAN Insurance Pulse 2020” (2020.12)
- Malaysian Re, “Malaysian Insurance Highlights 2020” (2021.2)

- Michael Relloso, “Insurance at a crossroads” (The Manila Times, 2021.3)
- Milliman, “Indonesia: Companies to reassess the impact of spinning-off Syariah windows following recent regulatory updates” (2020.6)
- Milliman, “Thailand in focus: What’s new in Non-Lifeact” (2020.7)
- Oxford Business Group, “How is Indonesia increasing insurance coverage?” (2020.11)
- Oxford Business Group, “The Report: Indonesia 2020: How is Indonesia increasing insurance coverage?” (2020.6)
- Oxford Business Group, “Will Covid-19 boost private insurance in the Philippines?” (2020.9)
- Ranamita Chakraborty, “Thailand: Non-life expected to contract by 5.6% this year amid Covid-19 fallout” (Asia Insurance Review, 2020.7)
- Reuters, “Indonesia eases credit guarantee rules in bid to spur loan growth” (2021.5)
- Swiss Re, “sigma No4/2020 World insurance: riding out the 2020 pandemic storm” (2020.7)
- Swiss Re Institute, “Going Digital: Insights to optimize consumer appetite for online insurance in Indonesia and Malaysia” (2020.11)
- The Edge Malaysia Weekly, “Growing pressure on insurers to cover Covid-19 treatment at private hospital” (2021.1)
- The Low Down, “Challenges for insurtech in Indonesia” (2020.4)
- World Bank Group, “Doing Business 2020” (2019.10)

＜参考ウェブサイト＞

- インドネシア損害保険協会 (General Insurance Association of Indonesia) <https://www.aaui.or.id/>
- シンガポール損害保険協会 (General Insurance Association of Singapore) <https://www.gia.org.sg/>
- タイ保険委員会 (Office of Insurance Commission) <https://www.tgia.org/index-EN/>
- フィリピン保険庁 (Insurance Commission) <https://www.insurance.gov.ph/>
- マレーシア損害保険協会 (Persatuan Insurans Am Malaysia) <https://www.insurance.gov.ph/>
- ASEAN Briefing <https://www.aseanbriefing.com/>
- Center of Insurtech, Thailand <https://www.cit.oic.or.th/>
- Chambers and Partners <https://www.practiceguide.chambers.com/>
- Herbert Smith Freehills <https://www.herbertsmithfreehills.com/>
- International Finance Corporation <https://www.ifc.org/wps/>
- International Monetary Fund <https://www.imf.en/Publications/WEO/weo-database/>
- Malaysia Magazine <https://www.malaysia-magazine.com/>
- PasarPolice <https://www.pasarpolis.io/en/>
- Pru Life UK <https://www.prulifeuk.com.ph/en/>
- Singapore Statutes Online <https://www.sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012/>
- The Low Down <https://www.thelowdown.momentum.asia/>

・ United Nations <https://www.population.un.org/wpp/>